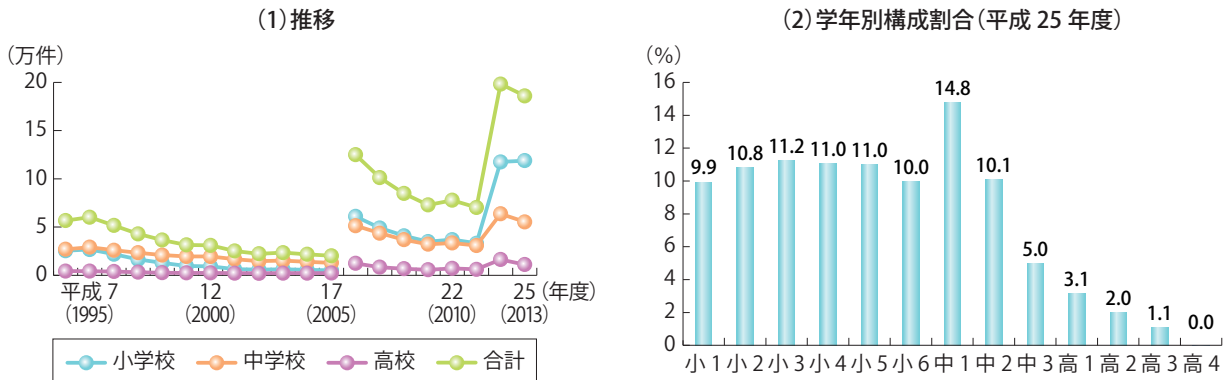


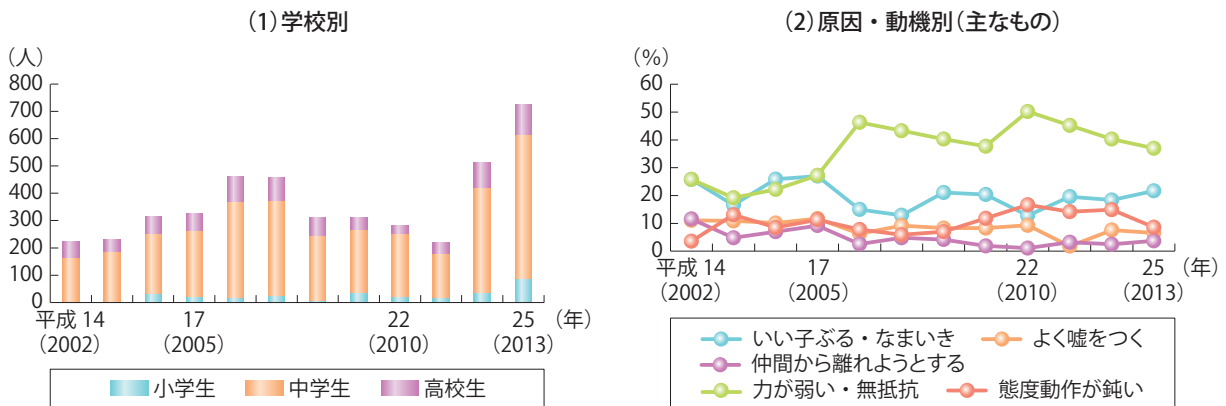
第1-3-16図 いじめの認知（発生）件数



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
 (注) 1. いじめの定義は、「児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」
 2. 平成6年度からは、特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校、中等教育学校を含む。
 3. 平成18年度に調査方法などを改めている。平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。

警察が取り扱ったいじめに起因する事件の検挙・補導人員は、この数年で急増し、平成25（2013）年には724人となった。中学生が全体の7割強を占めている。原因・動機別にみると、平成17（2005）年までは「いい子ぶる・なまいき」と「力が弱い・無抵抗」がほぼ同じ割合であったが、平成18年からは「力が弱い・無抵抗」が多くなっている。（第1-3-17図）

第1-3-17図 いじめに起因する事件の検挙・補導



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」[少年非行情勢]
 (注) 1. ここでいう「いじめに起因する事件」とは、都道府県警察で小学生、中学生、高校生の犯罪（触法行為を含む）を検挙、補導した事件のうち、「単独又は複数で、単数又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方的に加えることにより苦痛を与えること」による事件（暴走族等非行集団間における対立抗争に起因する事件を除く。また、物理的攻撃又は心理的圧迫が反復継続しているものに限る）を「いじめによる事件」、また、その仕返しによる事件を「いじめの仕返しによる事件」とし、この両者を含めたものをいう。
 2. 原因・動機別は複数回答。いじめの仕返しによる事件の原因・動機は、平成19年まではすべて「その他」に、平成20年以降は各原因・動機に計上。

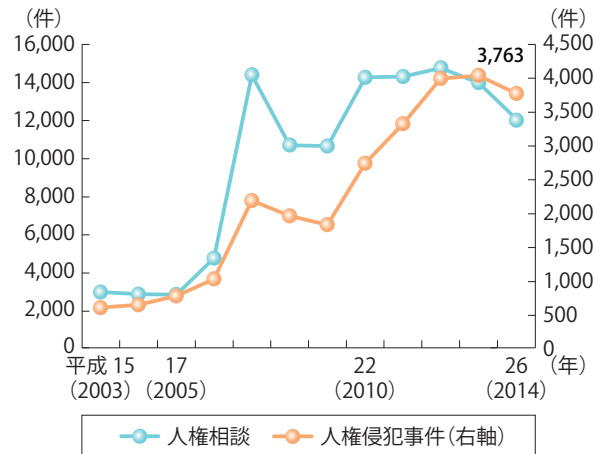
法務省の人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局・地方法務局・支局、人権擁護委員）が被害の救済を行った「学校におけるいじめ」に関する人権侵犯事件の数は、平成26年には3,763件と依然として高い水準にとどまっている。（第1-3-18図）

学校により認知されたいじめをみると、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」（全体の64.4%）が最も多く、次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」（同23.3%）、「仲間はずれ、集団による無視をされる」（同20.2%）となっている。年齢層が上がるにつれ、叩かれたり蹴られたりすることが減る一方、パソコンや携帯電話による誹謗中傷などが多い（第1-3-19図）。

いじめられた子供は、72.8%が学級担任に、25.1%が保護者や家族などに相談している一方、スクールカウンセラーや学校以外の相談機関に相談する者の割合は低い。1割程度は誰にも相談していない（第1-3-20図）。

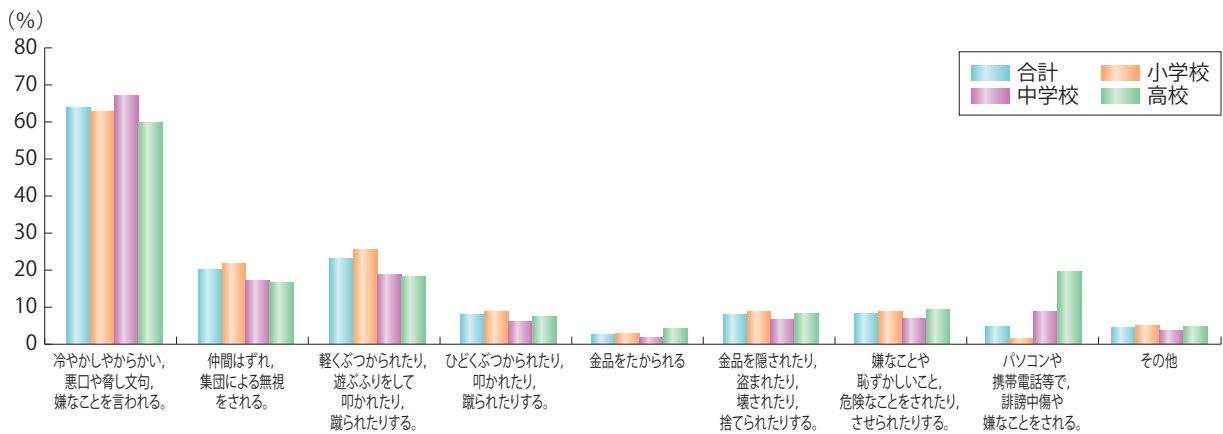
クラスの誰かが他の子をいじめているのを見たときの対応をみると、小学生では「先生に知らせる」が多い一方で、小学生の1割以上、中学生・高校生の2割以上が、「別に何もしない」としている。（第1-3-21図）

第1-3-18図 学校におけるいじめに関する人権相談・人権侵犯事件



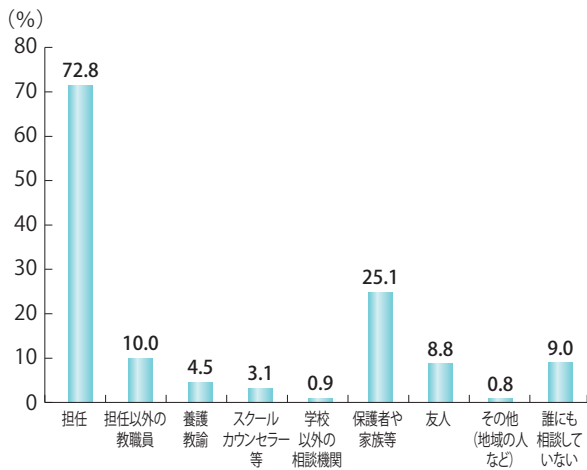
(出典) 法務省「平成26年の「人権侵犯事件」の状況について（概要）」
 (注) ここでいう「人権侵犯事件」とは、いじめに対する学校側の安全配慮義務を問う学校長などを相手方とするものである。いじめを行ったとされる子どもを相手方とするものではない。

第1-3-19図 いじめの態様（平成25年度）



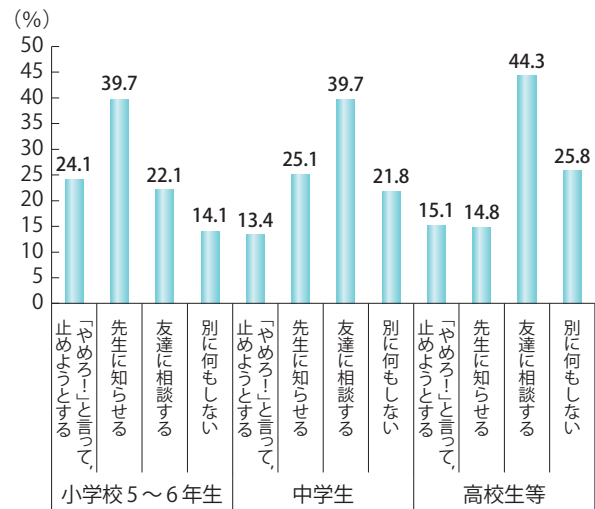
(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
 (注) 各区分の認知件数に対する割合（複数回答可）。

第1-3-20図 いじめられた者の相談相手（平成25年度）



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
 (注) 複数回答可。

第1-3-21図 いじめを見たときの対応（平成21年）



(出典) 厚生労働省「全国家庭児童調査」
 (注) 「高校生等」とは、高校生と各種学校・専修学校・職業訓練校の生徒の合計。